概報

下堤遺跡

秋田市四ツ小屋

1971.1.　秋田市教育委員会

秋田考古学協会

土　　偶（原寸大）

序

最近の急速な経済成長に伴い、国土開発が全国的に行なわれておりますが、特に都市周辺では大型土木機械による大規模な宅地開発が行なわれ、史跡や埋蔵文化財の破壊現象がいたるところにあらわれてきております。それにつれて『開発の進展と文化財の保護』が大きな問題として提起されているのであります。

当市においても、このような現象がみられるのでありまして、下堤遺跡周辺一帯の台地はすでに秋田土地開発株式会社の所有するところとなり、近い将来宅地造成が計画されているのであります。

同遺跡の調査については、秋田考古学協会が同社の深いご理解のもとに過去2か年にわたつて実施してきたのでありますが、今年度は、同遺跡の重要性と事態の緊急性とを考え、市教育委員会が同協会と協同して完全発掘することを計画し、7月25日から31日まで7日間調査いたしました。しかし、同遺跡の規模は予想以上に大きく、全体のはあくはやむなく次年度にゆずることにしたのであります。

調査期間中は、さいわいにも晴天に恵まれ、10個の4.000年前（縄文時代中期）の住居跡を確認するという成果を得ることができました。

これもひとえに、調査員奈良修介氏、富樫泰時氏、鍋倉勝夫氏のご協力と、炎天下の作業に従事してくださいました秋田考古学協会会員、秋田大学学生、明治大学学生、立正大学学生、県立金足農業高等学校、秋田市立高等学校、県立秋田北高等学校、聖霊短大付属高等学校、敬愛学園高等学校、秋田大学附属中学校生徒等多数のかたがた、さらに土地所有者秋田土地開発株式会社、その他多くのかたがたの理解あるご援助のたまものと深く感謝いたしております。

本概報は、第1、2、3次の調査結果をまとめたものであります。専門家はもちろんのこと、広く一般のかたがたが文化財保護、保存のためにご活用くださることを、お願いするしだいであります。

昭和46年1月

秋田市教育長　船　山　忠　重

凡　　例

1. この概報は、詳細部にわたつて検討した結果できたものではない。
2. この報文のフラスコ状ピットについては、五十嵐芳郎氏が詳述したものを富樫氏が要約したものである。
3. 本概報は、遺構（住居跡）についての第3次調査は鍋倉氏が執筆し、他は富樫氏が執筆したものである。

   この外、遺構実側図、出土品実側図等があるが、これらは、なお検討の段階であるため今後の全面発掘調査が完了したときの最終報告書にそなえることにした。
4. 写真は、社会教育課主事佐々木栄孝氏が撮影したものである。

目　　次

1. 遺跡の発見から調査まで …… 1

2. 遺跡の位置と現状 …… 1

3. 調　　査 …… 3

4. 調査結果　(1)遺構（住居跡）について …… 4

　　(2)出土遺物について …… 11

5. 今後の問題点 …… 14

6. 住居跡の流れについて …… 14

7. そ の 他 …… 15

8. む す び …… 15

1 遺跡の発見から調査まで

下堤遺跡は昭和42年に国鉄職員で秋田考古学協会会員五十嵐芳郎氏によつて発見された。同年8月秋田大学学生及び立正大学学生等が同地を踏査した際、土取りのおこなわれた場所から土器、石器とともに、石囲いの炉が発見されたのである。

その後土地所有者の秋田土地開発株式会社と連絡をとり、遺跡が破壊されないように会員が時々現地を視察し、昭和43年9月、土地所有者の承諾を得て第1回の発掘調査を試み、第1、第2号住居跡を発見したのである。

その後会員の話合いにより、この下堤遺跡の台地の他に、この周辺の台地も住宅と化してしまうおそれがあるということから、周辺一帯を踏査したのである。

その結果、昭和37年秋田県教育委員会で調査した時点で2遺跡しかないこの地域で、実に20遺跡が確認されたのである。このうち数か所の遺跡は破壊途上であつたりで、その姿は無残なものであつた。

そこでわれわれは、これらの遺跡を将来総合調査する必要があると判断し、とにかく最初に手がけた下堤遺跡を完掘することを第一の目標としたのである。そして昭和44年8月14～20日まで第2次の発掘調査を試みたのである。この調査には秋田市教育委員会の補助があつた。会員一同今まで自費で調査してきたことを思えばこの補助金はありがたかつた。さらに、昭和45年7月25日～31日まで第3次発掘調査を行なつたが、今年から、秋田市教育委員会が事業主体となり、当協会と協同で実施したものである。

このようにして調査した結果の略報がこの小冊である。未だ調査及び整理途上であり、その内容はほんの略報であることを明記しておきたい。なお本報告は立派なものにしたいと会員一同はりきつております。

最後に調査事業主体となつてくださつた秋田市教育委員会、土地所有者である秋田土地開発株式会社、また調査期間中宿泊所を提供してくださり、何かとおせわいただいた四ツ小屋農業協同組合（第2次）秋田カワサキ販売株式会社（第3次）に対して深く感謝の意を表したい。

2 遺跡の位置と現状

下堤遺跡は、秋田市四ツ小屋下堤にある。すなわち、秋田市から国道13号線を南下し、横山部落を過ぎると三叉路がある。そこから右の旧道に入り西へ 1.2Km程ど入ると秋田市を一望できる台地の先端に出る。遺跡はこの先端部にある。奥羽本線四ツ小屋駅より北東約1Km秋田市の中央部より東

遺跡の位置（秋田市四ツ小屋）

S 1／20,000

南約7Kmの位置にある。

遺跡の南約1.5Kmには太平山に源を発する清流岩見川と雄物川との合流点がある。

数年前までは、この地域一帯の台地は畑地であつた。しかし、現在は秋田土地開発株式会社が買収し、将来は住宅地にしようと計画しており、かつての畑地は一面の荒場と化している。

3 調　　査

○ 第1次調査

調査主体　秋田考古学協会

発掘期間　昭和43年9月1日、10月23日、24日

調査員　日本考古学協会会員　富樫泰時

敬愛学園高等学校教諭　鍋倉勝夫

参加者　五十嵐芳郎、岩見誠夫、船木義勝、菅原俊行、武石孝、畠山憲司、日野久

○ 第2次調査

発掘主体　秋田考古学協会

発掘期間　昭和44年8月14日～20日

調査員　第1次調査と同じ

参加者　五十嵐芳郎、岩見誠夫、杉渕馨、菅原俊行、武石孝、畠山憲司、日野久、中屋一生、本間光昭、安田敏昭、梅川光隆、進藤公子、伊藤順子、金足農業高等学校生徒、秋田北高等学校生徒、秋田市立高等学校生徒、秋田高等学校生徒

○ 第3次調査

発掘主体　秋田市教育委員会、秋田考古学協会

発掘期間　昭和45年7月25日～31日

調査員　秋田県文化財専門委員　奈良修介

日本考古学協会会員　富樫泰時

敬愛学園高等学校教諭　鍋倉勝夫

参加者　秋田考古学協会会員　五十嵐芳郎、杉渕馨、岩見誠夫

秋田大学学生　畠山憲司、日野久、佐藤喜博

明治大学学生　菅原俊行、進藤公子、中村八重子

参　加　者　　立正大学学生　　中屋一生、刈田夫貴子

金足農業高等学校　　教諭斎藤英治、生徒新田義男、黒崎俊美、山内藤博、山内勲、須田博、佐藤宏悦、鎌田重光、長谷川秀樹、佐藤善男、佐藤のり子

秋田北高等学校　　教諭中谷雅昭、生徒、小泉優子、広島龍子、赤根谷由美子、石井せつ子、佐藤美智子、木幡美津子、田口郁、渡部育子、佐藤節子、今井則子、大竹亮子

秋田市立高等学校　　教諭牧野達夫、生徒、加賀谷友子、石塚マリ子、石塚多喜子、千釜真、小松純子

聖霊短大付属高等学校　　教諭津国明子、生徒、伊藤敦子、伊藤良子、利部貞子、佐々木裕美子、佐々木芙美子、沢田石由美子、橋本典子、飯塚シズ子、井上淳子、伊藤信恵、菊地孝子、大沢久美子

敬愛学園高等学校　　生徒、榎律子、島津裕子、工藤良子、平野昭子、加藤タキ子、鎌田サチ子、工藤厚子、菅原智瑞子

秋田大学附属中学校　教諭柴田次雄、外生徒12名

4 調査結果

(1) 遺構(住居跡)について

第1次、第2次の2回の発掘調査の結果、竪穴住居跡5個発見した。これらの住居跡はすべて、縄文時代中期の住居跡であることがわかつた。その各住居跡を略記すると下記のとおりである。

第1号住居跡

第1号住居跡は前にもふれたが、秋大生等が踏査した際発見したものである。調査区で言うと、1B、1C、2B、2Cにわたるものである。プランは隅丸方形か台形のものと推定される。というのは1C、1B区の住居跡の南、東の壁はわかるが、北側半分の壁がはつきりしないためである。大きさは南北約5.08m、東西4.7mと推定される。床面は炉の付近はかなりしつかりしているが、壁に近づくにしたがつてはつきりしない。また柱穴は炉を中心にほぼ等間隔にあり、6本の柱があつたものと思われる。その他、住居跡内の西及び北壁に近い所にある大きな穴からは遺物が多数出土し、この穴は柱穴以外のはたらきをもつものであろう。また東南隅と南壁にある穴はこの住居跡より新しいもので、他のどの遺構と結びつくかはつきりしない。炉は石囲いのもので、この中に焼土が殆んどない。このことの解釈は本報告で詳述したい。

第２号住居跡

第２号住居跡は第１号住居跡の北側に発見されたものである。調査区で言うと３Ｂを中心に２Ｂ、３Ｃ、４Ｂ区にあたる。この住居跡のプランは壁がはつきりせず不明である。また調査の関係でＡコースを全く調査しなかつたことにもプランをつかめなかつた原因があり、今後の調査である程度はつきりできるものと思われる。したがつて柱穴もはつきりしたことが言えない。炉は３Ｂ区の南側にあるものと思われる。土器が２個埋められていて、焼土が非常に厚いものである。その他２か所に焼土があるが、これは住居跡が複合していて、その炉とも考えられるがはつきりしない。また２Ｂ区の穴のすぐ東に土器を立てて埋められていた。その土器は円筒上層ａ式土器であつた。

第３号住居跡

第３号住居跡以下第５号住居跡までは昭和44年の第２次調査で発見されたものである。

第３号住居跡の発見された場所は調査区で言うと６Ｂ、６Ｃ、７Ｃ区である。東側は４号住居跡で、また西側は５号住居跡によつて切られていて、その全体を明らかにすることはできない。床面は発見されたどの住居跡よりもしつかりしており、７Ｃ区で発見された穴はこの住居跡の柱穴と思われる。またこの柱穴に接して土器が発見された。この柱穴の近くに焼土があるが、これはこの住居跡の炉とは考えられない。

第４号住居跡

第４号住居跡は、第３号住居跡の東に発見されたもので、調査区で言うと５Ｃ、５Ｄ、６Ｃ、６Ｄ、７Ｃ、７Ｄ区にわたるかなり大きな住居跡である。またもつとも完全な形で残つていたものである。中心には炉があり、中に土器が埋められていた。床面は住居跡内の西側がかなりしつかりしているのに反し東側はやわらかいものであつた。柱穴は４本である。柱穴の他に住居跡内にいくつかの穴がある。その一つには壁にそつて３個の小さい穴がある。これは浅いもので、少し内側に傾斜のついたもので支柱穴ではないかと思われる。また他の一つは東壁と南壁に近い所に柱穴と思われない大きい穴がある。中から特別注目するような遺物は出土しなかつたが、柱穴とは異つた用途のものである。とくに南側の穴の周囲が少しもりあがつていたことは注目してよいであろう。

この住居跡は計画的に埋められていたことを確認した。このことについては後述することとする。

第５号住居跡

第５住居跡は第３号住居跡の西に発見されたものである。調査区で言うと６Ｂ区である。調査期

間の関係で完全に掘りつくすことはできなかつた。そのため住居跡のプランその他は不明である。また第３号住居跡の床面とこの住居跡の床面が同一レベルにあつたため、前後関係を調べるのに苦労したが第５号住居跡の溝が点線の如く確認できたので３号住居跡より新しいと判断した。柱穴も二三発見されているが完掘した後でふれることにしてここでは省略する。

第３号住居跡から第５号住居跡までの流れは、第３号住居跡 → 第５号住居跡 → 第６号住居跡と考えられる。

その他の遺構について

フラスコ形ピットについて

フラスコ形ピット（穴）はどの住居跡にも属さない場所、すなわち、５Ｂ区から発見された。下の図のようにフラスコを立てたような形をなす。大きさは口径65cm、頸部径55cm、底部径 160 cm、深さ 100 cmほどある。中からは土器片と炭火物（木炭）が多く出土し、土器片の内側に炭化したくるみの殻が多く出土した。また底面には薄い焼土が一部にあつた。

このような特異なピットはこの遺跡では最初のものであるが、他県の例などを見ると、やはりこの遺跡と同時期のものが多く、一遺跡から４～40個ほど発見されている遺跡もあるので、下堤遺跡においても今後発見される可能性のある遺構の一つである。（第１・２次調査）

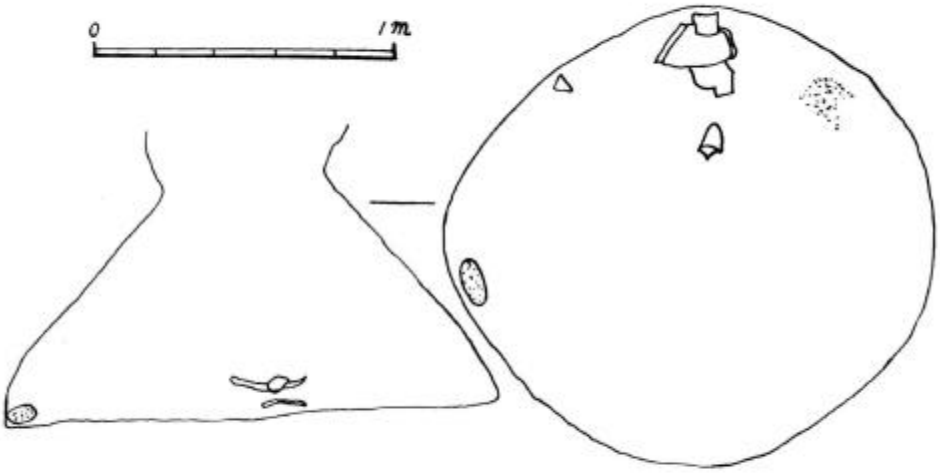

第１図

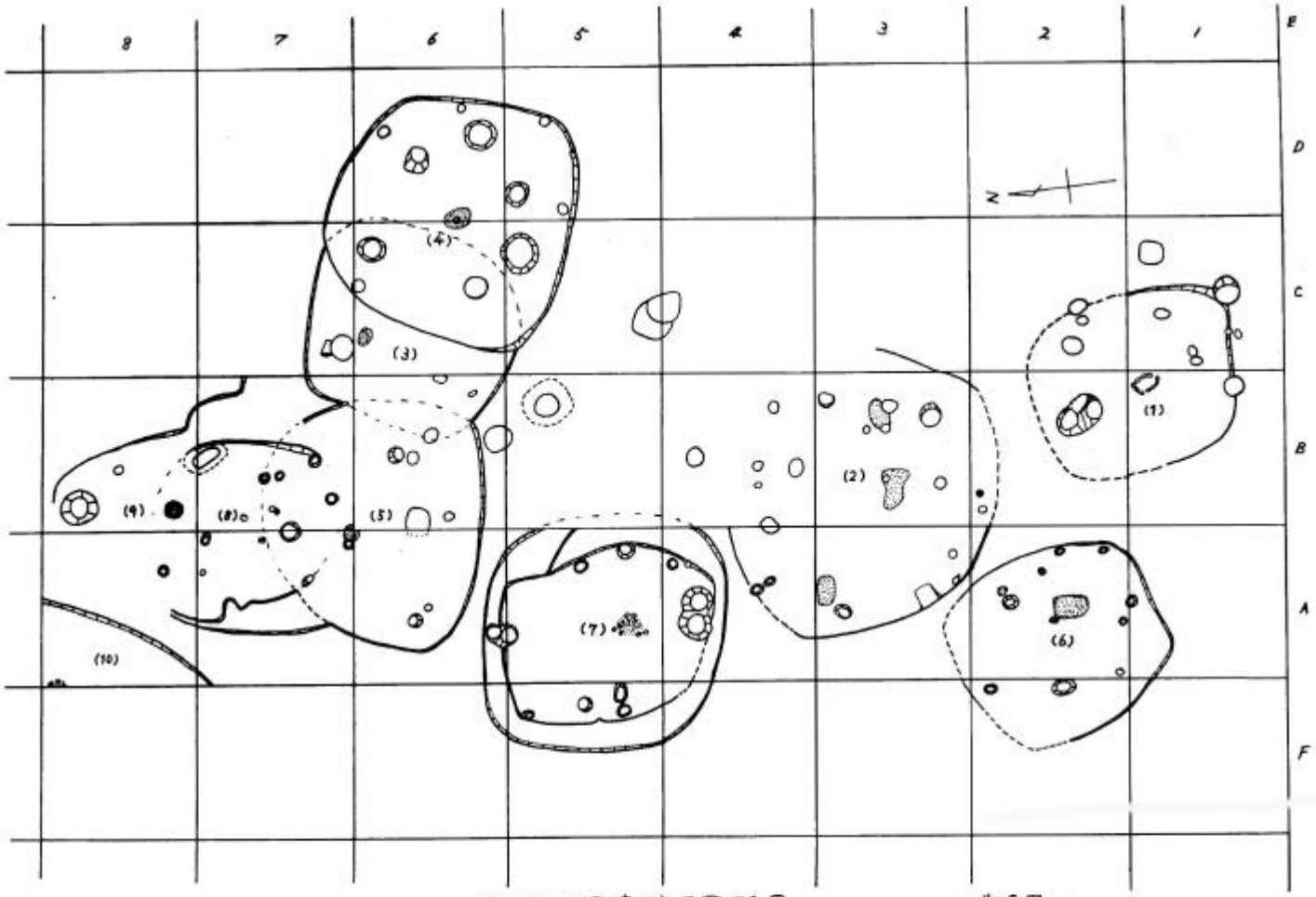

秋田市下堤遺跡平面略図　　＝第2図＝

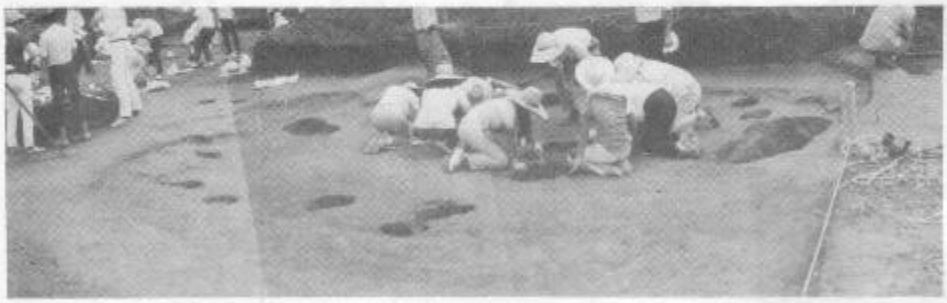

（７号住居跡）　　第３次発掘作業全景

第２次調査まで確認された住居跡は５個であるが、第２、第５住居跡の西半分および北側の一部は未確認のまま終了したため、今回の第３次調査は、その未確認部分の発掘を主眼とすると同時に、台地北部への拡張をも時間の許す限り実行してゆくことを計画し、104㎡（約26坪）強の面積に４×４ｍのグリットを設定して調査した結果、第２、第５号住居跡の残部を明確に把握することができたし、更に新しく第６・７・８・９号と10号の一部を発見することができた。

まず前年度発見の第２・５号住居跡は、その西半分の検出によつて、大きさが南北6.8ｍ、東西6.7ｍを有するほぼ隅丸方形のプランを形成する住居跡であつた。炉は３Ｂ（土器２個埋設前年度調査区）の南部および同区の北側にも80×50㎝の長方形状の焼土が見い出され、３Ｂ区の東部に所在するものと合わせ４個所に焼土跡があることが判明された。しかし、これらが同一住居のものであるかは４Ｂ区のコーナー付近の周壁が不明瞭であるため、断定しかねる段階にある。

また３Ａ区南部の周壁に幅50㎝程度の部分が漸次的に住居跡中心に向つて傾斜している箇所が見い出されたが、入口的要素を含むか、あるいは祭壇的役割をはたすものかは今後の研究課題のひとつとも言えるのである。

床面および西側周壁は比較的硬質で良く保存されていたが、柱穴は明確さを欠いている。３Ｂ区にある焼土炉を中心に考えても西南隅の柱穴が存在しない点に疑問な点があるが、恐らく主要柱穴や支柱的小穴を混ぜ合わせての架設構築ではなかつただろうかと推定される段階にすぎないのである。

また第５住居跡の西半分と北部周壁の確認は、６Ａ・７Ａ・７Ｂ区の調査によつて、ほぼその結論を得ることができた。即ち、第５住居跡は、若干西南部が張り出している不定形な、南北5.7ｍ、東西6.3ｍを計る台形状のプランを呈し、その炉跡は、６・７間とＡ、Ｂ間の線上交点にほぼ円形の密度の濃い焼土となつて検出することができたのである。（焼土の真上より土器一個体発見）

しかし、柱穴はこの住居跡の北部に近接して構築されている第８・９号の二つの住居跡との相互

（２号住居跡）　　（６号住居跡）

関係から発する問題所存のため不明瞭である。ただこの住居跡も後述する第７号住居跡と第２号と同様に二本の主柱と、それを支える小柱穴とで構築されていたものと推定するのが妥当であろう。なお前年度より継続したこの３Ａ・４Ａ・４Ｂ区より、石鏃、石槍を始めとする多数の石器類と土器破片が出土していることを付記しておくことにする。

次に３次調査により新に発見された住居跡である５軒について以下、簡単に記述する。

６号住居跡…… 第６号住居跡は、第１号の北西、第２号の西南部に位置しており、調査区は２Ａを中心に１Ａ・３Ａ・１Ｆ・２Ｆの５区にまたがる住居跡である。北部の周壁が約４ｍにわたつて不明瞭であるが、これは長年に渡るこの台地の客土作業のため極単に深掘りされ、土を持ち去られた人為的被害のためである。

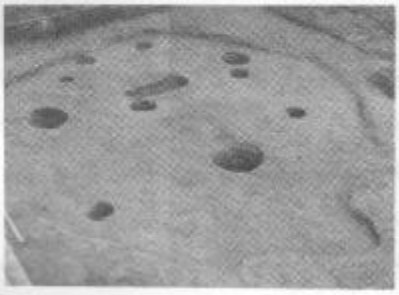

（６号住居跡）

しかし、残り３つのコーナーは幸いにも残存しているため推定ではあるが、南北5.8ｍ、東西4.9ｍの若干、小規模でやや方形に近いプランを形成するものである。炉跡は２Ａのほぼ中間に55×10cmの長方形から成る真赤な焼土のみによつて構成されているが、住居跡全体から考察すればやや東よりの中心部となつている。床面は良好で比較的硬く、特に南東部の床および周壁は付近一帯が客土撹乱の被害を受けているにも拘らず良く残存していた。

柱穴は深さが異なる主柱穴が３個検出されたにとどまり、その他小さな柱穴が東部に密集した形で存在している。したがつて、標準型の４本柱の住居跡とは考えられず、自然と三角形を成す主柱によつて架設されていたと考えることも可能である。しかしこれとて、前述した被害の点を考慮に入れれば断定することは困難であるため、今後における下堤集落の問題となるであろう。

また、この住居跡で特記すべきことは２Ａ区の南西隅にあるＰｉｔ 上（地表下10cm）より土器片

と共に、本遺跡最初の土偶（写真参照）が発見されたことにある。

7号住居跡…… この住居跡は、第2号と第5号住居跡との間に構築されたもので、5Aを中心に4A・6A・4F・5F・6Fと5Bの西側一部の広範囲に渡る住居跡である。しかもこれまで確認した本遺跡で最も深い地点に存在し（地表下65～70cm）その断面は鍋底状を呈しており、柱穴の所在などにも明らかに特色を持つている住居跡である

（7号住居跡）

つまり、南北・東西とも6.2mの隅丸方形のプランの中に、その壁面より60～90cmを計る地点に南北5.2m、東西4.4mの不整形なるプランを示す輪郭部がある点が第2の特質である。即ち、拡張もしくは縮少作業の過程を経たところの二段住居跡としての意味あいが強い住居である。次に石囲炉であり、その中心には小形壺および浅鉢状の土器が2個埋設されている点は、同住居跡が最初であるということになり（5個の自然川原石によつて構成80×60cm範囲、焼土の厚さ6cm）、このことは、第1号住居跡の石囲炉（焼土なし、土器埋設なし）とは根本的に異なる性格を持つていることは明確である。

第4の特質は、柱穴の位置する場所である。即ち、南北に比較的大きな柱穴（南のそれは、貯蔵用Pitを併用している粘土質の土壌が充満）を有し東西には略々等間隔に3～4本の支柱的穴を設けて屋根の架設を試みたと判断できる痕跡が存在する点である。つまり現在の民家における切妻系統の架設方法を採用したものと考えられるのである。更に、北東部には別棟の壁面と思われるローム層の高まりが見られたが、この点は、今後の調査を待たねばならない。

8号住居跡…… 第5号住居跡の北側に位置するこの住居跡は、7A・7B・8A・8B区の4区にわたつての南北4.9m、東西4.4mの隅丸方形を呈する。第5号との新旧関係は、8号住居跡が前者を切つている点が明瞭であるため、5号住居跡が古いことになる。炉跡は7Bの西側と7Aの東側とに、いずれも20～30cm程度の円状を呈するものが3箇所ある。同住居跡内の北東隅には、70×35cmの長方形のPitが設けられており、粘土と小礫がぎつしり埋設されていたことは特別の理由があつた為であろうか。（7号住居跡南端のPitと同様）しかもその断面はフラスコ状の様相を示し、前年度発見された5Bの東隅に設置していたフラスコ状Pitの小形化したものを思わせるものである。

これも本遺跡の興味ある研究課題であろう。なお、同住居跡より3個体分の土器群と土製品（7B第3層より環状土製品の一部）が発見されている。

9号住居跡…… この住居跡の調査区は7A・7B・8A・8Bにわたり、いわば第8号住居跡の外側に存在する住居跡である。未だその全貌が明らかではないが、8号住居跡との新旧関係は同住居跡の北部周壁の付近にこの9号住居跡の炉跡（50cmのほぼ円形の焼土中に直径25cmを計る大形土器が埋設されている。ただし底部なし）が位置している点から8号住居跡の方が古いと考えられる。したがつて第5・8・9号住居跡の新旧は第5 → 第8 → 第9号住居跡へと変遷したものである。また、この付近に連続してある第3号を始めとする5軒の住居跡は9→8→5→4→8号の順でしだいに古くなるわけであるが、特に第8と9号との柱穴の問題はひとつの柱穴を両者が使用していたと考えられ一概に決定的な所属柱穴は判断しかねるものである。このことは別の観点から言えば前述した5軒の住居における移動変遷は、かなり短期間において行なわれたことによる痕跡と考えられてくるのである。

なお、この調査区の第2層（黒色土層）～第3層（黄褐土層）にかけて小礫が多く含まれている点から、ある意図のうえで家屋遺棄が行なわれたものと解釈することが可能であると考える。
（また同住居の北側にみられた90cmの円形Pit中に浅鉢形の土器破片が出土した。）

10号住居跡…… 今回の調査対象地区は、Aコース中心であつたことと発掘期間に制限があつたため、この住居跡は全体の1/5程度しか検出することができなかつた。

即ち、8Aの1区画のみで終了するにやむなきをえ、その全体プランを明らかにするには第4次以降に持ちこさねばならないのである。

だが同住居跡の南東隅の周壁が明確に把握できた点と、この区の北西隅に僅かではあつたが石囲炉と小量の焼土、および小形埦状の土器を発見することができたのである。この住居跡の追求確認は、どうしても昭和46年度の対象とせねばならない。第8・9号住居跡は勿論のこと、この10号を中心に新たに発見可能と推定できえる当台地の集落跡における相互関係を認知するためには、この10号完掘において他にないと言つても過言ではない。

言い換えるならば、昭和46年度の第4次調査の実施を7F・8F区とその北部への発掘拡張によつて、もつと新しい見解、そして本遺跡の「縄文中期集落跡」としての正しい判断が下せる要部は、この10号住居跡であると確信する。

経済成長による物質機械文明の急速なる波にのみ込まれない前に、今後の発掘調査継続をせつに希望するしだいである。（第3次調査）

(2) 出土遺物について

過去3次の調査で出土した遺物の量は約リンゴ箱10個ほどである。出土遺物のほとんどは縄文時代中期の土器で他に土師器、須恵器が数点出土している。

縄文中期の土器

縄文中期の土器は大別すると次の三つの仲間に分けることができる。

(イ) 大木系の土器

大木８ａ、８ｂを中心とした時期の土器である。器形はいわゆるキャリパー形をした鉢形の土器、浅鉢の土器である。文様は胴部に縄文を施し、その上に二～三本の平行沈線で渦文あるいは直線的な文様を施し、頸部は沈線文あるいは無文帯があり、口縁部には透彫りの把手がつくものなどがある。これらの土器はどの住居跡から特に多く出るといつたことではなく、各地区、住居跡から万遍無く出土している。

(ロ) 円筒系の土器

円筒上層ｂ式土器を中心にした土器が出土している。器形はいわゆる円筒形の深鉢が多い。口縁部には四つの弁状突起があり、巾の広い粘土帯を波状その他に貼りつけ、その上に撚糸の側面圧痕を施したもので、胴部の文様はほとんど羽状縄文を施してある。

これらの土器の出土状態も大木系の土器同様各地区、各住居跡から万遍無く出土している。

(ハ) その他の土器

上記二つの各位の土器の他に、そのどちらの系統にも属さない土器がある。器形、文様も上記のものと異質である。これについては未だ詳細に検討していないので、後日くわしく報告したいと思つている。

(ニ) 土師器、須恵器

６Ｆの西北隅から数個体まとまつて出土した。土師器はカメ、杯などがある。カメは胴部に櫛目文があり、頸部から口縁部にかけて無文である。

須恵器は大カメの破片である。

土　製　品

土製品は三角土製品５、土偶１、環状土製品１がある。

(イ) 三角土製品

上記したごとく、三角土製品は５点出土している。大きさによつて２cm～３cm前後のもの（第３図１・２）と、５cm～７cm前後のもの（第３図３～５）とに分類できる。

１：背面が欠けていて正面だけしかわからないが大きさはこの程度のものであつたと思われる。平らなもので、三辺とも2.5cm前後の正三角形に近いものである。正面に粘土紐をＴ字形に貼りつけ、両肩には、その頂点をくるむように粘土紐を貼りつけている。その近くにまるい小さな穴があけられている。左側の穴は貫孔されているように見えるが右側のように貫孔されていなかつたと思われる。

発掘風景

また、三角形の下の頂点に向つて走る中心の粘土紐はとれて、そのあとだけが残つている。粘土紐外の部分には、先端の尖つた工具で、小さな三角形の刺突文を施文している。色調は黒色で、表面にベニガラを塗つている。

2：完形品で、大きさは1辺3cmの正三角形に近く、各辺が少しくぼんでいる。正面には単純な文様を施している。それは三角形の各角に三角状の穴が斜にあけられ、それらを結ぶように沈線が一本施している。穴は貫孔していない。背面に文様はない。ここでは土製品としてあつかつたが、よくみるとやわらかい泥岩のようなものでできているように思われる。表面には褐色に近い塗料が塗られている。

3：これは1辺6cm前後の正三角形に近いものであつたと思われる。上部の二つの角が欠けており、また正面も風化して文様ははつきりしない。残つている文様等から考えて1に近い文様があつたのではないかと思う。背面に文様はない。色調は黄褐色。

4：左角が欠けているが一辺5.5cm前後の正三角形に近いものである。上部に一本の粘土紐を貼つている。その下、中央に小さな穴があり、またこの穴の左側にも三個程の穴があるが、小さくまた浅いので人為的なものか否かはつきりしない。

背面に文様はないが、図のように三角形に巾の広いゆるやかなくぼみがある。（指で引いたような感じの）。また各角の部分が背面の方に少し曲つている。色調は褐色。

5：下の部分が欠けているが、5.5cm×7cm前後の二等辺三角形に近いものであつたと思われる。正面には粘土紐を1のようにT字形に貼りつけ、その上に多数竹管状の工具で斜に刺突した文様をつけている。また図のように粘土紐以外の部分にも、それと平行するように同じ工具で同じように文様をつけている。また両側には弧状に沈線を施している。色調は茶褐色。

(ロ) 環状土製品

かなり大きく欠けていて、全体を推定することは冒険であるが直径約7cm前後であつたと思う。巾は1cm、厚さ7mmである。外側に粘土紐を円形に貼りつけ、中は長方形にくぼみを残している。

(ハ) 土　偶（写真参照）

胴部以下欠けているが、版状土偶である。現在残つている大きさは、高さ8.5cm、巾11.7cm、厚さ2cm計る。

頭はくぼみ、顔は沈線でかなりしつかりと描かれている。両腕には燃糸4本押圧し、胸には粘土

を貼りつけた乳がある。その下に穴が二つある。背中にも同じような位置に穴が二つある。

以上土製品について簡単に説明したが、三角土製品は県内ではおそらくはじめてのものであろう。他県の例を見ると山形県の牧野遺跡、百々山遺跡、新潟県馬高遺跡等から出土している。山形県のそれは、各辺のくぼみが大きくいわゆる三脚石器に近い形をなすものが多い。下堤遺跡の三角土製品は新潟県馬高遺跡のものに近い。

石　　器

石器は各地区、各住居跡から多く出土している。それを各石器ごとに分類して表にしたのが下表である。各石器個々については本報告で記したい。

石斧		石鏃		石ヒ		掻器	石錘	凹石	卜石	石棒	石刀	石錐	石の槍	その他
磨製	打製	無径	有径	たて形	よこ形									
9	6	27	12	17	3	7	4	4	2	1	1	2	11	2

5　今後の問題点

（家の建築と廃棄の問題）

縄文時代の家の建築から廃棄までの問題は小林達雄氏等によつて注意され、研究され現在のいわゆる吹上げパターンと井戸尻パターンの二種類あることが指摘されている。このことは集落を研究するうえで欠くことのできないものの一つなのでこの点を注意して調査した。その結果小林氏の言うような吹上げパターンに近いものを第4号住居跡で確認できた。

1．竪穴住居跡を構築する。

2．一定期間居住する。

3．住居を廃絶する。

4．住居跡が埋没しはじめる。

5．土器を廃棄する。（以上多摩ニュータウンより）

という過程がある。これに貝殻の遺棄が加わるのが吹上げパターンである。第4号住居跡では貝殻はなく、自然石を遺棄するのである。その点だけ吹上げパターンと異なる。このようなことは本遺跡だけではなく、内陸の地域に見られるものではないかと思われる。

6　住居跡の流れについて

水野正好氏が指摘した「住いの流れ」といつたものも、今のところ第1号住居跡を中心とした地

区と、第3号住居跡を中心とした地区と並存した二つの流れがある可能性がある。この点は今後の調査で注意したいと思つている。

7 そ の 他

現在まで調査した結果から注意されることは、住居跡内はもちろん、住居跡外からも焼土の部分があることである。これは住居跡の炉とは考えられないものが多い。この点からこの集落の火の使用についても考える必要があると思つている。

8 む す び

以上のごとく下堤遺跡は多くの問題を含んだ遺跡である。これらの問題を解決する必要があり、そのためにはこの遺跡を全面発掘する必要があると考えられる。またわれわれは最初からその計画で調査にとりかかつたのである。

住宅がどんどん建てられる昨今、下堤遺跡のある地域は秋田土地開発株式会社でもうすでに買収のすんでいる地域であるので、調査はできるかぎり急がねばならない。その結果によつて保存の方法も出てくるものと考えられる。関係各位のご協力を切にお願いする次第である。

参 考 文 献

多摩ニュータウン遺跡調査報告書

水野正好「縄文時代集落研究の基礎的操作」

そ の 他

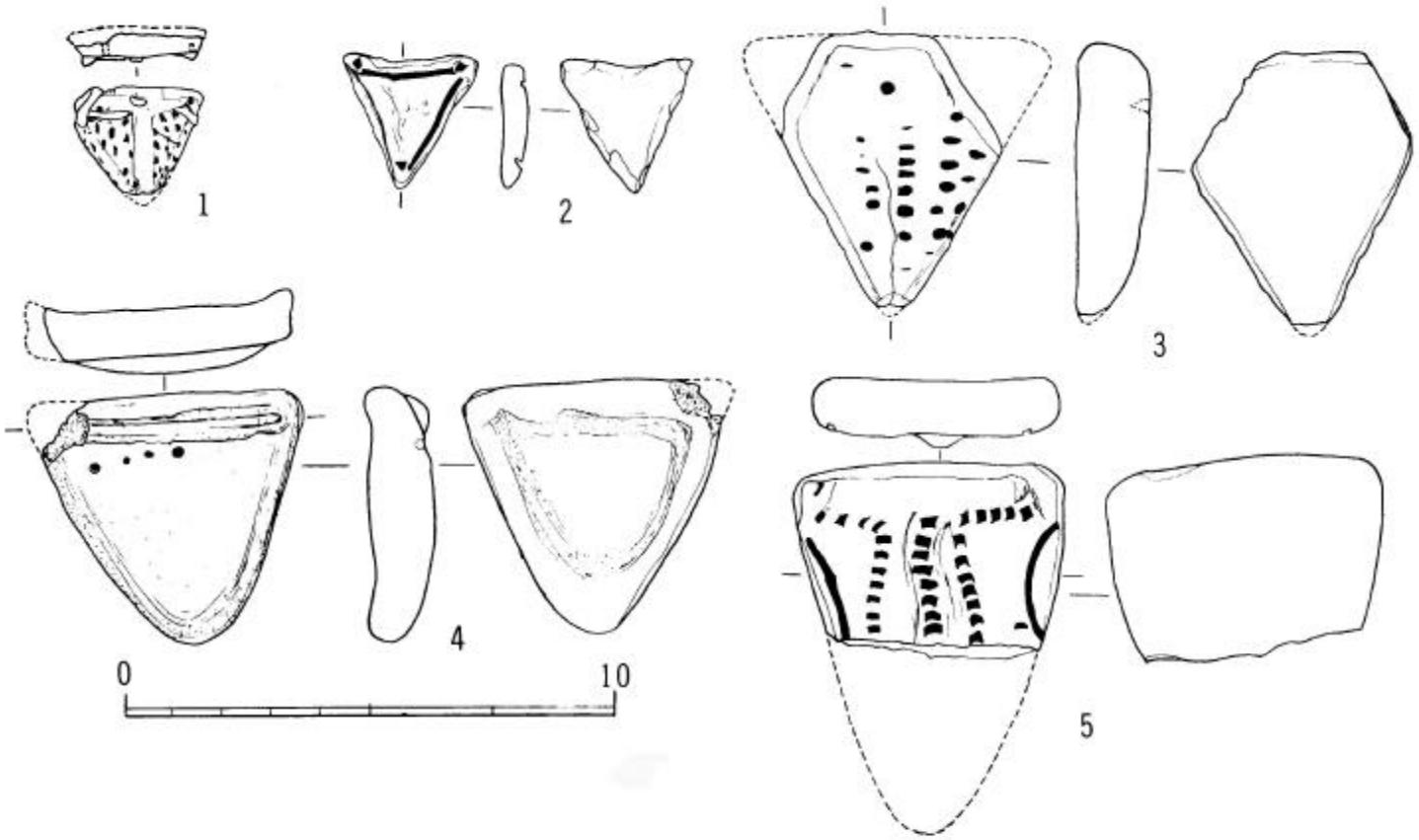

第3図＝

概報　下　堤　遺　跡
＝第３次発掘調査＝

昭和46年　1　月　印刷
昭和46年　1　月　発行

発行者　秋田市教育委員会
印刷所　秋田マイクロ写真印刷